

2020年5月10日

「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る緊急学習会」

主催：全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

- 13:00-13:05 主催者開会あいさつ 代表幹事 木村達也
- 13:05-13:30 生活福祉資金の活用と課題
山口浩次氏(大津市社会福祉協議会)
- 13:30-13:55 コロナと解雇・雇止め・休業補償・失業手当など
小野順子氏(非正規労働者の権利実現全国会議)
- 13:55-14:20 ヤミ金・給与ファクタリング対策
釜井英法氏(ファクタリング被害対策弁護団)
- ***** 14:20-14:30 休憩 *****
- 14:30-14:55 納税猶予と免除
佐藤靖祥氏(滞納処分対策全国会議)
- 14:55-15:20 コロナ対策と生活困窮者支援(住居確保, 家計相談支援など)
林星一氏(座間市役所)
- 15:20-15:45 住宅ローンや家賃の支払い猶予
増田尚氏(生活弱者の住み続ける権利対策会議)
- ***** 15:45-15:55 休憩 *****
- 15:55-16:20 コロナ対策と公営住宅の活用
土井裕明氏(つながる社会保障サポートセンター)
- 16:20-16:45 コロナ対策と生活保護
小久保哲郎氏(生活保護問題対策全国会議)
- 16:45-16:55 要請書報告 土井裕明
- 16:55-17:00 主催者閉会あいさつ 山田治彦

コロナ災害からいのちと暮らしを守るための緊急提言

新型コロナウイルス感染症の流行は、市民生活にも深刻な影響を与えている。我々、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会は、市民生活を守る立場から、本日、ウェブ上で、「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る緊急学習会」を、オンラインで開催した。

感染症の流行は、社会的により弱い立場の者に、より深刻な打撃を与える。感染症による健康上の被害だけでなく、社会的、経済的な被害を防止することは、国と自治体の責務である。我々は、本日の学習会を踏まえて、国と自治体に対し、次のとおり対策をとるよう提言する。

- 1 生活福祉資金については、十分な原資を確保するとともに、手続の簡素化を図り、必要とする人に対して、迅速に資金を供給できるようにすること
- 2 雇用調整助成金を迅速に交付できる体制を作り、経営難に陥った事業主に対する支援を行うことを通じて、労働者の失業を回避する方策を講じること
- 3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例」を活用して、事業主が労働者を解雇せず、休業中であっても、労働者が雇用保険金の支給を受けられるようにすること
- 4 各種金融機関等に対し、事態が収束するまでの間、返済困難に陥った債務者に対して弁済の猶予を与えるよう指導するとともに、各種信用情報機関に対しても、事態が収束するまでの間、信用情報に延滞情報を登録しないよう指導すること
- 5 資金難に陥った者の弱みに付け込む、給与ファクタリング業者を始めとするヤミ金事業者に対する取締を徹底すること
- 6 資金難に陥った者に対して、納税の猶予や免除の方策を講じること
- 7 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給要件を緩和するとともに、住宅入居時の初期費用も給付できるよう制度を改善すること
- 8 住宅ローンの支払い猶予、家賃の支払い猶予のための抜本的な方策を講じること
- 9 不安定な住環境を余儀なくされている者に対して公営住宅を提供するとともに、単身者や保証人を用意できない者、税の滞納のある者などを排除しないこと。
- 10 生活保護を積極的に活用して、資金難に陥った者に対する生活保障に万全を期すること

我々は、今後も引き続き、市民のいのちと暮らしを守るための取り組みを一層強めることを確認するとともに、国及び自治体が迅速かつ有効な施策をとるよう、監視を続けていくものである。

2020年5月10日
全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づく賃貸借契約解除を制限する等の
特別措置法の制定を求める緊急会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う政府の緊急事態宣言の影響により、急激に収入が減少し、住居の賃料を支払うことが困難となっている賃借人が増加している。賃料の滞納が続いた場合には、債務不履行を理由として賃貸借契約を解除され、明渡しを求められるおそれもある。

この点、民法の解釈では、賃料の不払を理由に賃貸借契約を解除するには、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されていることが必要とされる。この解釈によれば、緊急事態宣言の影響により3か月程度の滞納が生じても、直ちに解除が認められないケースが多いものと考えられる。しかし、どのような場合に信頼関係の破壊が認められるかは事案ごとの判断とならざるを得ず、賃借人の不安を解消しきれない。

そもそも、住居は生活の基盤というべきものであって、これを失った場合には、賃借人やその家族の生活は成り立たなくなってしまう。現在、その対策として、生活困窮者自立支援法施行規則が改正され、住居確保給付金の支給対象が、一定の事由による休業などで収入が減少し離職や廃業と同程度の状況にある場合にまで拡大されている。しかし、対象者の要件である収入基準額は従前のままであることから、支給を受けられる者は限られ、対策として十分とはいえない。

同様に、緊急事態宣言及びこれに基づく外出自粛要請や事業者に対する休業協力要請等により、飲食店をはじめとするテナントにおいても賃料の支払が困難な状況が生じている。とりわけ日々の売上げにより賃料等の経費をまかなっている中小事業者にとっては大変深刻な事態となっており、既に経営を断念したテナントも現れ始めている。政府は、税制優遇措置を講じて賃貸人に対し賃料の減免等を促しているが、かかる対応はあくまでも賃貸人の自主的な判断に委ねるものであり、その実効性には限界がある。

このような状況において、国民の生活の基盤である住居を確保し、生業としての事業を継続させるためには、まずもって緊急事態宣言の影響により賃料の支払が困難に

なった場合に、一定期間の賃料の支払を猶予し、それらの滞納に基づく賃貸借契約解除を制限する必要がある、そのための特別措置法が必要である。

もとより、国が賃料の支払を猶予し、契約解除を制限する立法を行うことは、私権の制限を伴うものであるから慎重に検討しなければならない。しかし、前述した新型コロナウイルスの感染拡大による昨今の状況に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法第58条では、緊急事態において、緊急の必要がある場合に、国会の閉会中の場合などに内閣が金銭債務の支払の延期等について必要な措置を講ずるため政令を制定することができることと定められていること、同様に感染拡大の状況にある諸外国においても賃料不払による賃貸借契約解除を一定期間制限する立法措置がなされていることからすれば、現在開会中の国会においてこれを立法化することにつき国民の理解も十分に得られるものと考ええる。

現在、国会においてテナントの賃料に対する支援策について審議がなされようとしており、早急な実現が求められる。ただ、刻一刻と生活や生業の基盤を失うおそれのある国民が増え続けている現状からすれば、まずは国民に対し、緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づいて賃貸借契約が解除されないとの保障と安心を与えることが重要である。

以上のとおり、当連合会は、国に対し、緊急事態宣言の影響により賃料の支払が困難になった場合に、一定期間の賃料の支払を猶予し、それらの滞納を理由とする賃貸借契約の解除を制限する内容を盛り込んだ特別措置法の制定を求める。

併せて、当連合会としても、住居やテナントの賃料の支払が困難となっている方々のための法律相談や法的援助の提供により一層力を入れ、これらの方々が安心して生活することができるよう、引き続き取り組む所存である。

2020年（令和2年）5月1日日本弁護士連合会

会長 荒 中

新型コロナウイルス感染症による緊急措置として、労働者が失業したものとみなして失業給付を受給できる措置を講じるとともに、雇用調整助成金の迅速な支給拡大を求める会長声明

政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、更に5月末日まで延長した。これにより、国民生活全体に大きな影響が及んでいるが、特に、リーマンショックをはるかに上回ると言われる経済活動の停滞の中で、事業継続が困難となる事業者が続出し、それに伴って失業者が急増するなど今後の雇用環境の悪化が現実化しつつある。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、事業自体が失われたり、労働者が解雇されるなどして雇用契約関係から離脱してしまうと、その回復には多大な時間と労力を要することになる。政府は、感染症収束までの間、事業者の経営状態悪化に伴う従業員の解雇を回避することに主眼を置いた既存の制度の応急的かつ弾力的な活用を思い切ってすべきである。

まず、事業の継続による雇用の場の維持や雇用関係を維持する緊急措置が必要である。この点、激甚災害時に適用される「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」25条の「雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例」は、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を含む賃金を支払うことができない場合に、実際に離職していなくても、あるいは再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者が失業したものとみなして失業給付を受給できる制度である。

政府は、この特例措置にならって、今回の緊急事態宣言に伴う事業の休止等にも同様の措置をとり、感染症収束までの間、実際に離職していなくても労働者が失業給付を受給できるよう措置を講じ、事業再開を目指す事業者による雇用の維持を図るべきである。

また、雇用調整助成金は、事業主が雇用維持のために従業員に休業手当を支払った場合に、その一部を助成する制度であり、今こそ十分な活用が期待されている。政府も令和2年4月1日から6月30日まで（緊急対応期間）に限り特例措置として、対象者の拡大（雇用保険被保険者でない労働者を含める。）、被保険者期間の要件の撤廃、助成率の引上げ（中小企業では3分の2から5分の4へ、解雇等を伴わない場合は10分の9から更に10分の10へ。）を行った。

しかし、制度自体がまだまだ十分に周知されておらず、事業主が休業手当を支払った後に助成金が支給される仕組み（後払い方式）となっていることから、添付書類の作成手続が煩雑で、ハローワークの人員体制も追い付いておらず、決定・支給に至るケースがまだまだわずかな件数にとどまっている。助成額の上限も労働者1人当たり1日8330円にとどまっている。これでは、緊急時の経営破綻と従業員の解雇回避策として機能しているとは到底言えない。政府もオンライン申請化や手続の簡素化、上限引上げを検討しているが、この際、中小零細事業主でも簡単に申請できるよう手続のさらなる大幅な簡略化・迅速化を進めるとともに、助成額上限の大幅な引上げを行った上で、制度の一層の周知を図り、ハローワークの人員拡充、応援体制の構築等事務処理体制を抜本的に強化すべきである。

当連合会は、以上のとおり、緊急事態宣言及びその影響による雇用情勢の悪化に対して、雇用社会を維持するために政府に対して抜本的な対策を早急にとることを強く求めるものである。

2020年（令和2年）5月7日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間の特例措置として、生活保護制度の運用を緩和し、同制度の積極的活用を求める会長声明

政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、5月4日には同月31日まで延長した。これに伴い、営業や外出の自粛が要請されることによって、仕事と収入の減少又は喪失に見舞われ、生活困窮に陥る人々が増え始めている。仮に緊急事態宣言が終結しても、営業や外出の自粛が引き続き求められるであろうことからすれば、今後、時間の経過とともに生活困窮に陥る人々が爆発的に増えることも予想される。

こうした生活困窮に対応するのが生活保護制度であるが、我が国の生活保護制度には、厚生労働省が発出する通知（保護の実施要領）により、厳しい資産要件や扶養義務者に対する調査等、利用に当たっての高い障壁がある。既に厚生労働省は、緊急事態宣言発出後、稼働能力活用要件の判断を留保し、就労・自営収入減少者に対する増収・転職指導を停止する等、運用を緩和・改善するいくつかの事務連絡を発出しており、それ自体は評価することができる。しかし、目下の非常事態への対応策としては、いまだ部分的な改善にとどまると言わざるを得ない。

一時的な所得保障さえあれば急場を凌ぐことができ、感染拡大収束後には元の生活に戻れるであろう多くの人々の生活基盤を確保するためには、目下の特異な状況下における特例措置として、先に述べた生活保護利用上の各種障壁を一時的にせよ思い切って緩和することが有益であり、必要である。それは、平常時においてさえ人員不足である福祉事務所職員の更なる事務負担を軽減するとともに、職員及び要保護者の感染拡大を防止しながら、迅速な決定で生活困窮者の生活を支えることにもつながる。

そこで、当連合会は、厚生労働省に対し、生活保護制度の誤解や偏見を払拭し、その積極的な利用を促すための広報をすることを求めるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの一定期間中の特例措置として、以下の諸点において、生活保護制度の運用を抜本的に緩和する厚生労働省通知を発出し、それによって、同制度の積極的活用を求めるものである。

- 1 面接相談窓口の負担軽減、感染拡大防止、給付の迅速化のため、持続化給付金等と同様に、ウェブ申請を可とすること。
- 2 緊急事態宣言期間中及び終了後一定期間は、生活保護法4条3項の「急迫した事由」が認められるものとし、収入基準の審査のみで保護の要否判定を行うこと。
- 3 その場合、保護開始時の現金・預貯金は最低生活費の5割しか認めない運用を改め、少なくとも最低生活費3か月分までは保有を認めること。
- 4 厳格な要件下でしか自動車の保有を認めず、保有を認められた失業・休業者についても求職活動等に必要な場合しか使用を認めない運用を改め、原則として自動車の保有及び使用を認めること。
- 5 住宅ローンを負担する者に対する保護の適用を原則として認めない運用を改め、ローンの支払が繰り延べられている場合に準じて、住宅ローンを負担する者に対しても保護の適用を認めること。
- 6 一定の在留資格を有する外国人についてのみ生活保護法の準用を認める運用を改め、母国に容易に帰国できない状況等に鑑み、在留資格の有無・内容にかかわらず同法の準用を認めること。
- 7 扶養義務者に対する調査は、急迫事由が止んだ後に行うものとし、「明らかに扶養義務の履行が期待できない者」についてのみ扶養義務者に対する調査を省略する取扱いを改め、「明らかに扶養義務の履行が期待できる者」についてのみ調査を行えば足るものとする。
- 8 住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入所させることを原則とする運用を改め、生活保護法30条1項のとおり居宅保護を原則とし、居宅確保までの一時的居場所としても、一時生活支援事業に基づく契約ホテル等の個室提供を原則とすること。

2020年（令和2年）5月7日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々を支援するため、住居確保給付金の支給要件緩和と積極的活用を求める会長声明

政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、同月16日にはこれを全国に拡大、5月4日には同月31日まで延長した。これに伴い、営業や外出の自粛が要請されることによって、仕事と収入の減少又は喪失に見舞われ、生活困窮に陥って家賃の支払に困難を来す人々が増え始めている。仮に緊急事態宣言が終結しても、営業や外出の自粛が引き続き求められるであろうことからすれば、今後、時間の経過とともに、こうした人々が爆発的に増えることも予想される。

家賃滞納によって転居や住居喪失を余儀なくされる生活困窮者の家賃負担を援助する制度としては、生活困窮者自立支援法第6条に基づく住居確保給付金があるが、極めて厳格な要件が厚生労働省令によって定められているため、2016年度の新規支給決定件数はわずか5095件と利用は低迷してきた。

新型コロナウイルス感染拡大防止に起因する省令改正により、本年4月1日からは「65歳未満」との要件が撤廃され、同月20日からは離職後2年以内の者だけでなく収入が減少した者も支給対象とされ、同月30日からは「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと」という要件を「誠実かつ熱心に求職活動を行うこと」に緩和するなど、要件の緩和や運用の改善が相次いでおり、それ自体は大いに評価できるところであるが、まだまだ改善の余地があると言わざるを得ない。

そこで、当連合会は、新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す生活困窮者を支援するため、以下のとおり、住居確保給付金の支給要件を更に緩和することによって、同制度を積極的に活用することを求める。

1 2年以内の離職又は減収という要件については、要件緩和に伴い窓口に相談者

が殺到し、いずれかの要件に該当することを証明するための資料の確保・提出の説明や審査の負担が以前よりも増大して、給付金の支給事務に混乱と遅延が既に生じつつある。したがって、緊急事態宣言期間中は、生活困窮者自立支援法3条3項の「離職又はこれに準ずるものとして（厚生労働省令で定める事由）」及び「就職を容易にするため」との文言を削除するとともに省令を改正して、2年以内に離職又は減収という要件と「誠実かつ熱心に求職活動」を行うことの要件自体を直ちに廃止すること。

- 2 外国人技能実習生を含む外国人、アルバイト収入や親からの仕送りの減少によって学業の継続が困難となっている大学生・専門学校生等が支援の対象となるよう、「離職等の前に主たる生計維持者であったこと」という省令の要件も廃止すること。
- 3 対象者の要件のうち、収入基準額は、例えば東京23区の場合、単身世帯で13万8000円以下、2人世帯で19万4000円以下のままであり、いま現実に家賃支払いが困難となっている人の大部分が対象から外れると考えられる。また、支給される家賃の上限額も、生活保護の住宅扶助特別基準と同額（例えば東京23区の場合、単身世帯で5万3700円、2人世帯で6万4000円）にとどまり、これでは家賃の全額をまかなえない世帯が多数生じることが容易に想定される。省令を改正し、収入基準及び支給上限額についても、相当程度緩和すること。
- 4 求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金との併給を認めないとの省令の要件も、将来、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後に、失業者が職業訓練によって新たな技能を身に付けた上でより良い再就職を果たす機会を奪うことになりかねないので、廃止すること。

2020年（令和2年）5月7日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤信勝 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政） 西村康稔 殿
財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融） 麻生太郎 殿

緊急要望書

～国は、自営業者・フリーランス・働く人々の“呻き声”を聴け！～

2020（令和2）年4月23日

コロナ災害を乗り越える
いのちと暮らしを守る なんでも電話相談会 実行委員会

私たちは、全国39の諸団体、弁護士、司法書士、社会福祉士等のソーシャルワーカー、労働組合・支援団体関係者で臨時に結成した実行委員会です。

去る4月18日（土）・19日（日）の午前10時から午後10時まで（両日とも）開催した電話相談会には、全ての会場において開始から終了まで途切れることなく電話が鳴り続け、総件数は5009件に達しました。

今回の相談では、自営業（582件）と個人事業主・フリーランス（462件）の方々からの相談が特に多かったのが特徴的でしたが、パート・アルバイト（317件）、派遣（139件）、契約社員（103件）、正社員（216件）と全ての働く人々から、“呻き声”ともいえる悲痛な声が寄せられました。

共通するのは、「外出自粛・休業要請で仕事と収入が途絶え、今月又は来月の家賃（自宅・店舗）やローン（住宅・事業）が支払えない。生活費も底をつく」という“崖っぷち”の切迫した相談でした。相談種別では、生活費問題（2723件）が突出して高く、労働問題（669件）、健康問題（257件）、住宅問題（234件）と続くことにもそれが表れています。

これは、生活や事業の維持のための「補償」が全くなされないまま、外出・業務の自粛要請だけがなされていることの当然の帰結です。外出自粛・休業要請をするのであれば、「借金」が残るだけの融資や貸付ではなく、安心して休める「補償」（現金給付）がセットで行われるべきです。

さもないと、数か月で大量の働く人たちが失業・廃業に追い込まれて生活の基盤を失い、“呻き声”は“阿鼻叫喚”に変わるでしょう。それは人々の尊厳と地域社会を破壊し、取り返しのつかない被害を日本社会にもたらすことを私たちは危惧します。

必要なことは、①とにかく一刻も早く、②直接当事者に対し、③自宅や店舗を維持確保し、生活を支えるための現金給付を、④単発ではなく感染拡大が収束するまで継続的に行うこと、⑤当面の生活を圧迫する納税や債務の弁済につき一時的にその支払いから解放することです。私たちは、かかる観点から、緊急事態宣言中及び終了後一定期間の間、以下のとおり、特別の措置を講じるよう、緊急に要望致します。

1 広報・相談体制の拡充と手続の簡略化による迅速な救済を

- ① 政府広報やマスコミ等を通じての情報提供を徹底し、外国人にも情報が行きわたるよう多言語での情報発信を行うこと
- ② 各種相談窓口（雇用、生活保護、生活困窮、社会福祉協議会等）の人員体制の強化と待遇（賃金、特別手当、感染防止策等）を改善し、「相談崩壊」を防止すること
- ③ 迅速な決定と感染拡大防止のため、オンライン申請の導入、調査事項・提出書類の簡素化等によって、各種の手続（生活保護、雇用保険求職者給付、各種貸付、臨時の給付金等）をできる限り簡略化すること

2 自営業者・フリーランス等の業務と生活基盤の確保を

- ① 新型コロナウイルスの影響による自営業者・フリーランス等に対する安易な契約解除・打ち切りを規制すること
- ② 「持続化給付金」について、より具体的な制度設計を直ちに明らかにし、申請の殺到に備えた体制を整えて速やかに支給すること
- ③ 少なくとも店舗の家賃、光熱費基本料金等業務基盤の維持に不可欠な経費を継続的に給付すること（仮称「店舗等確保給付金」の創設）
- ④ 自営業者・フリーランス等についても、3で述べるのと同等の雇用保険の求職者給付（いわゆる失業手当）を受給できる特例措置を講じること
- ⑤ 休業「要請」によって休業を余儀なくされた自営業者等に対し、不十分な額の感染拡大防止「協力金」だけでなく、発生した損失を国の責任で補償すべきであり、損失補償の方針を明らかにしないまま、「協力」しないことを理由に、事業者名を公表するなどの方法で社会的制裁を加えてはならないこと

3 正社員・契約社員・パート等の職場と生活基盤の確保を

- ① 新型コロナウイルスの影響による安易な解雇・雇止めを規制すること
- ② 新型コロナウイルスの影響による減収の場合は、外国人労働者を含め、6カ月の被保険者期間がなくても雇用保険の求職者給付を受給できる特例

措置を講じること

- ③ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」25条の「雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例」を活用又は準用して、事業者が休業した場合に、雇用者が実際には離職していなくても失業しているものとみなすことにより、雇用者が求職者給付を受給できるようにすること
- ④ 新型コロナウイルスの影響による「自己都合退職」について、3カ月の待期期間なく求職者給付を受給できるようにすること
- ⑤ もともと低賃金であったため通常の求職者給付の金額で生活できない者に対しては、平均賃金の最大10割の給付を受けられるよう特例措置を講じること
- ⑥ 求職者給付の給付日数を大幅に増やす特例措置を講じること

4 債務・税金等の支払い負担からの一時的解放を

- ① 銀行等の金融機関に対する住宅ローン・事業者ローン・カードローン等の各種借入れ債務の支払いを猶予し、利息・遅延損害金の発生を止めること
- ② 個人再生手続における再生計画に基づく返済期間の進行を停止すること
- ③ 国税、地方税、社会保険料を問わず、法定期限の到来の前後を問わず、延滞税を免除した上で納税を猶予する制度を創設すること
- ④ 明らかに資産の余裕がある案件を除いては、滞納処分に基づく差押を差し控えること
- ⑤ 納税者からの各種申出に対し、これまで以上に生活・事業の維持により一層配慮した丁寧な聞き取りをすること

5 生活の基盤である住まいの確保を

- ① 住居確保給付金の「求職の申込み・求職活動」要件を完全に撤廃し、失業に至っていない者、自営業者・フリーランス等も利用できることを明確にすること
- ② 住居確保給付金の支給額の上限を撤廃し家賃の実額を支給すること
- ③ 家賃滞納を理由とする賃貸借契約の解除及び立退き要請を規制すること
- ④ 住居喪失者に対し、災害救助法における「みなし仮設住宅」制度を参考に、公的住宅（公営・UR・公社）の空き室、行政が借り上げた民間住宅の空き家・空き室を無償提供すること

6 生活保護の適用要件の緩和による生活の保障を

- ① 生活保護に対する誤解や偏見を払拭するための広報を行うこと

- ② 緊急性のある案件では数日で保護開始決定をすること
- ③ 預貯金等の資産は最低生活費の3カ月分まで保有を認めること（現在は1カ月分）
- ④ 自動車の保有を認めること
- ⑤ 開始時の資産調査は自己申告を前提とし簡略化すること（事後に虚偽が判明した場合に生活保護法63条・78条による返還請求を行うことで対応）
- ⑥ 本人聞き取りによって「扶養義務を履行することが明らかに期待できる者」以外の扶養義務者に対する扶養照会を行わないこと
- ⑦ 住宅扶助の上限を撤廃し、家賃の実額を支給すること
- ⑧ 生活保護の準用を認める外国人の在留資格について、オーバーステイ等も対象とする要件緩和を行うこと

7 すべての人に対し速やかに10万円の「特別定額給付金（仮称）」の支給を

- ① 申請を待つことなく、マスクと同様、現金書留等の方法で直ちに一律支給した上で、一定収入以上の高額所得者については、年末調整等により給付後に返還を受けるなどの方法により調整すること
- ② 定額給付金に準じて生活保護の収入認定除外をする処理基準を設定すること
- ③ 受給権者は、世帯主ではなく、個人の尊厳を尊重し、個々人とする
- ④ 住民票所在地に居住していないDV被害者・長期入院患者・ホームレス生活者・受刑者等にも支給できる体制を構築すること。特に、ホームレス生活者については、自治体が把握している場合は、自治体の責任において支給するとともに、市民・市民団体が把握している場合は、行政と市民・市民団体が協力して、支給を受けられるようにすること
- ⑤ 求職者給付等の他の所得補償制度が整備されるまでは、随時、追加支給すること

8 連休中の行政による支援体制の強化を

5月4日から同月6日の連休中においても、生活保護、生活困窮、各種給付・貸付等の窓口を閉ざすことなく通常対応をおこなうこと

以上

【賛同団体】

新型コロナ災害緊急アクション

あじいる／蒲田・大森野宿者夜回りの会（蒲田パト）／官製ワーキングプア研

究会／共同連／くらしサポート・ウィズ／寿医療班／コロナ災害対策自治体議員の会／自立生活サポートセンターもやい／奨学金問題対策全国会議／住まいの貧困に取り組むネットワーク／首都圏青年ユニオン／女性ユニオン東京／生活保護問題対策全国会議／滞納処分対策全国会議／地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」／つくろい東京ファンド／「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会／労働組合「全労働」／非正規労働者の権利実現全国会議／反貧困ネットワーク／避難の協同センター／POSSE／公正な税制を求める市民連絡会

【連絡先】

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階

埼玉総合法律事務所 電話 048(862)0355・0246 FAX048(866)0425

弁護士 猪股 正

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階

あかり法律事務所 電話 06(6363)3310 FAX06(6363)3320

弁護士 小久保 哲郎

災害対策基本法等で住民の生命と生活を守る緊急提言

私たちは東日本大震災を契機に、被災者に対する法的支援を考えるために結集した弁護士有志です。東日本大震災、熊本地震、立て続く豪雨災害など各地の災害時に法的に可能な支援を考え、活動して参りました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、感染拡大を抑えよう、住民の命を守ろう、住民の生活を守ろうと日々知恵を出し、活動しているすべての方々に敬意を表します。

日本が、世界規模の新型コロナウイルス感染症のパンデミックに本格的に立ち向かうのは、戦後初めての経験かもしれません。しかし、日本は、阪神・淡路大震災をはじめ様々な激甚災害を経験し、それを乗り越えようとしてきた教訓の蓄積があります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、災害対策基本法第2条1項1号が定める「異常な自然現象」と解することは十分可能です。この新型コロナウイルス感染症の拡大という事象を「災害」と捉え、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策のほか、災害対策基本法やその他の災害対策関連法制を利用し、更なる感染症の拡大防止、生活等の支援が可能となります。

そこで、私たちは、新型コロナウイルス感染症の拡大を災害対策基本法の「災害」に認定するなどの弾力的運用あるいは制度転用を行い、災害対策基本法をはじめ、災害時の各法制度を活用することを緊急に提言いたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の拡大という事象を災害対策基本法の「災害」と

捉えることで、**市民に自宅待機を求めることができる。**

「災害対策基本法」（以下「災対法」といいます）60条3項には、「市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。」と規定されています。

災対法を適用または転用することで、市町村長の指示により、市民に、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができます。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大という事象を災害対策基本法の「災害」と認定することで、感染拡大警戒地域、感染確認地域を「警戒区域」と設定し、特定の者以外の立ち入りを制限することができる。

災対法63条1項に、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。」と規定されており、災対法を適用または転用することで、感染拡大警戒地域、感染確認地域を、警戒区域と指定し、当該地域への医療従事者など感染症対策関係者以外の方の立ち入りを制限することができます。

なお、上記制限に反した場合には、10万円以下の罰金又は拘留の罰則も定められております（災対法116条2項）。

3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例」を活用して、事業者が雇用者を解雇せず、休業中であっても、雇用者が雇用保険金の支給を受けられることができる。

新型コロナウイルス感染症の拡大を、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」といいます）の「激甚災害」と認定または制度転用することで、激甚法第 25 条に基づく「雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例」を活用することができます。

この特例を活用することで、事業者が雇用者を解雇することなく休業することができ、雇用者は雇用保険金を受給することができ、新型コロナウイルス感染症の拡大が終息した時点で事業の再開も可能となります。

（なお、この特例を利用した場合、一時的離職前の雇用保険被保険者の期間が通算されない事態が起きるので、そうならないようご配慮下さい。）

以上の他にも、新型コロナウイルス感染症の拡大を「災害」と捉えれば、災害時の様々な生活支援制度を活用することができます（例えば、「被災者生活再建支援法」に基づく生活再建支援金の支給や、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けなど）。

日本は、様々な甚大な災害を経験し、その災害から立ち上がるための法制度を整備し、それを実践してきた知識と経験があります。現在の人類の危機に立

ち向かうためには、形式的な「災害」の定義にとらわれず、直接の適用が困難であるとしても、その仕組みを新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に転用するなどして積極的に活用することが、国の責務であると考えます。

令和2年4月16日

新型コロナウイルス対策に「災害対応」を求める弁護士有志

発起人 弁護士 新里 宏二 (仙台弁護士会)

弁護士 津久井 進 (兵庫県弁護士会)

弁護士 吉江 暢洋 (岩手弁護士会)

弁護士 山谷 澄雄 (仙台弁護士会)

弁護士 宇都 彰浩 (仙台弁護士会)

弁護士 小野寺 宏一 (仙台弁護士会)

弁護士 勝 田 亮 (仙台弁護士会)

新型コロナウイルスの影響を受けて 「学費が払えない」「奨学金が返せない」人のためのQ&A

新型コロナウイルス感染症は、高等教育の分野にも深刻な影響を与えています

親の収入やアルバイトの収入が減って、大学や専門学校等の学費が払えない。生活費も足りない。奨学金を利用したいが、貸与型は将来返済できるか不安で仕方がない。このような声が多く上がっています。

今や大学生等の半数近くが利用する貸与型奨学金は、その返済が利用者に大きな経済的・精神的負担となっていますが、返済が困難になる人は、今後、急速に増えていくと懸念されます。

学生や親を中心に、支援を求める切実な声上がり、国も対策の検討に乗り出しています。緊急対策としての学費減免の拡大、入学金・授業料の支払猶予や分納、学生を含めた経済的困難にある人への支援など、根本的な対策が急務ですが、未だ、実現の見込みは立っておらず、先行きは極めて不透明です。

このような状況の下、まずは、現在利用できる制度を、リスクを最小限にした上で利用することによって、学業の継続や、奨学金の返済困難に陥っている人の救済を実現するための具体的対応が、今こそ求められています。

私たち奨学金問題対策全国会議は、日々、貸与型奨学金の返済に困っている人の相談・救済活動を続けながら、学費と奨学金制度の改善を求めています。その経験を活かし、奨学金を利用する必要に迫られている人、奨学金の返済に困っている人に対し、「今できる対応」についてのQ&Aを作成しました。

少しでも、参考になれば幸いです。

2020年4月

奨学金問題対策全国会議

共同代表 大内 裕和

共同代表 伊東 達也

事務局長 岩重 佳治

I 新型コロナウイルスの影響で学費等の支援が必要な人への日本学生支援機構の対応

Q 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、学費等の支援が必要になった人に対して、学生支援機構が窓口となって行っている支援制度には、どのようなものがありますか。

A 1 2020年4月からスタートした「高等教育修学支援新制度」と「貸与型奨学金」があります。

「高等教育修学支援新制度」は、住民税非課税世帯・これに準ずる世帯の学生に対し、授業料・入学金の免除または減免を行い、給付型奨学金の支給を行います。

貸与型奨学金には、無利子の第1種と有利子の第2種があります。利用できる世帯の収入の目安があります。

Q 2 「高等教育修学支援新制度」は、家計が急変した学生等にどのような支援をしていますか。

A 2 「高等教育修学支援新制度」は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生（4人世帯の目安年収～380万円）に対し、授業料・入学金の減免、給付型奨学金の支給を行うものです。

住民税は、前年所得をもとに算定されますが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、支援対象となります。急変事由が生じた後の所得は、給与明細や帳簿等で確認するとされています。

家計を急変させる予期できない事由とは、①生計維持者（学生の父母等）の死亡、②事故・病気による就労困難、③失職（定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まれません）、④災害です。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって、上記①～③にいずれも該当しない場合には、④に類するものとして取り扱っているとされています。

申込みは、急変事由の発生後3か月以内に行う必要があります。

家計急変の場合の給付奨学金の詳細は、以下のパンフレット等を参照して下さい。日本学生支援機構のHPで見ることができます。

日本学生支援機構「給付奨学金案内（家計急変）」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/_icsFiles/afieldfile/2020/03/25/akeikyuhennai.pdf

Q 3 日本学生支援機構の「貸与型奨学金」は、家計が急変した学生等が利用することができますか。それはどんな制度ですか。

A 3 利用できる可能性があります。

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、平成11年度から、保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒にも対応

するようになりました。よって、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世帯（父母等）の収入が大きく減った場合にも利用できます。既に貸与奨学金を利用中の人も、更に支援が必要であれば、利用額を増額することもできます。

自分のアルバイトの収入が減った場合には、世帯の構成や生計の状況によっては、利用できる可能性もあります。

対象学校種は、大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（第2種は4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒で、学修意欲がある人とされています。

家計の大まかな目安は、子ども1～3人の場合、第1種で年収700～1,290万円以下、第2種で年収870～1,670万円以下ですが、家計急変の場合、家計急変後の年間所得見込額で基準を満たすかどうかを判定します。

採用は随時行っています。

具体的な家計基準、貸与月額、返済額、返済方法などについては、日本学生支援機構のHPなどで確認して下さい。特に、第1種奨学金の緊急採用、第2種奨学金の応急採用については、以下を参照して下さい。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

Q4 「高等教育修学支援新制度」、日本学生支援機構の「貸与型奨学金」の支援内容や手続きなどの相談窓口を教えてください。

A4 以下のような相談窓口があります。

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話0570-666-301（月～金 9:00～20:00）
*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続のスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校の学生課や奨学金相談窓口にご相談してみてください。

II 貸与型奨学金を利用する際の注意点

Q5 貸与型奨学金を利用する際の注意点を教えてください。

A5 貸与型奨学金が他の借金と違う一番大きな点は、将来の仕事や収入が分からないで借りることにあります。したがって、返済困難に陥る危険は誰にでもあります。

そこで、将来、返済困難に陥った場合の対応方法など（Q9～Q25）をよく知った上で利用することが大切です。

後に詳しく述べますが、ここでは、要点のみを指摘します。

- 返済困難になったとき、連帯保証人・保証人への影響をおそれて、自己破産などの救済制度の利用がしにくくならないように、保証については、なるべく、個人の保証人ではなく、機関保証を利用する。

- 日本学生支援機構の貸与型奨学金では、返還期限の猶予などの制度内の救済手段は、延滞が発生すると利用しにくくなるため、早めに利用する。
- 自己破産などの救済方法について正しく理解し、必要なときは速やかに利用する。
- 返済に困ったとき、困りそうになったときは、一人で悩まずに、速やかに専門家に相談する。

Q 6 貸与型奨学金の返済に困ったとき、困りそうになったときの、信頼できる相談先を教えてください。

A 6 以下は、いずれも信頼できる相談先です。

- 奨学金問題対策全国会議
電話 03-6453-4390
- 北海道学費と奨学金を考える会（通称 インクル）
電話 011-206-0768
- みやぎ奨学金問題ネットワーク
電話 022-711-6225
- 埼玉奨学金問題ネットワーク
電話 048-862-0342
- 奨学金返済に悩む人の会
電話 03-3267-0266
- 反貧困ネットワーク神奈川
電話 045-222-4401
- 奨学金問題を考えるしずおか翔学会
電話 053-456-3077
- 愛知奨学金問題ネットワーク
電話 052-916-5080
- 大阪クレサラ・貧困被害をなくす会（大阪いちょうの会）
電話 06-6361-0546
- 奨学金問題と学費を考える兵庫の会
電話 078-362-1166
- 和歌山クレサラ・生活再建問題対策協議会
電話 073-433-2244

Ⅲ 日本学生支援機構の貸与型奨学金の保証制度

Q 7 日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用するには、保証が必要だと聞きました。その内容について教えてください。

A 7 日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用するには、人の保証人をつける「個人保証」と、公益財団法人日本国際教育支援協会（協会）に保証をしてもらう「機関保証」があります。

個人保証の場合には、借主が返済しないときに、全額支払う義務のある「連帯保証人」と、保証人の頭数で割った額（機構の場合には2分の1）の支払義務のある「保証人」の2人の保証人が必要です。連帯保証人には父母、保証人にはおじ、おば、兄弟姉妹になることが多いです。

機関保証は、毎月貸与される奨学金から保証料を天引きで協会に支払い、協会に保証をしてもらいます。借主が返済しない場合、協会が代わって機構に返済をし、その後、協会から借主に請求します。

なお、毎月一定額を返済する「定額返還方式」を選択した場合は、個人保証、機関保証のいずれも利用できますが、所得に応じて毎月の返済額が変動する「所得連動返還方式」（無利子の第1種奨学金のみ利用可能）を選択した場合には、機関保証しか利用できません。

Q 8 個人保証と機関保証のメリットとデメリットを教えてください。

A 8 個人保証には、保証料の負担がありませんが、借主の返済が滞ると、連帯保証人、保証人に請求がいきます。そのため、保証人への影響を回避しようとして、自己破産のような救済制度を利用することを嫌って、無理な返済を続けるケースが多くあります。

機関保証では、保証料の負担が生じますが、保証人への影響を心配せずに、自己破産を含む借主にとって最も適切な救済手段を利用しやすくなります。

相談・救済の現場から見ると、周囲への影響を回避し、本人にとってもっとも良い方法を利用しやすい機関保証を選択する方が、総合的に考えて、現時点では、有利ではないかと思います。

IV 奨学金の返済に困った場合の救済方法

1 救済制度の種類

Q 9 奨学金の返済に困った場合の救済方法には、どのようなものがありますか。

A 9 日本学生支援機構の貸与型奨学金制度の中の救済制度には、「返還期限の猶予」「減額返還」「返還免除」などがあります。

法的手段による救済方法としては、「自己破産」、「個人再生」、「消滅時効の援用」などがあります。

また、利息と延滞金がそれ以上増えないように総額を確定し、長期の分割返済の和解をする方法もあります。

2 返還期限の猶予（日本学生支援機構）

Q10 「返還期限の猶予」について教えてください。

A10 経済困難、災害、傷病、生活保護受給中、産休・育休中、大学在学等、返済が困難な一定の事由がある場合に、返済を先延ばしにしてもらおう制度です。1年ごとに

申請をします。猶予が認められると、その期間は返済をする必要がなく、延滞金も発生しません。

経済困難を理由とする場合、返還期限の猶予制度の利用基準は、給与所得者等の場合は年収 300 万円以下、自営業者等の場合は年間所得 200 万円以下です。一定の所得控除があります。

Q11 「返還期限の猶予」制度には、どのような問題点がありますか。

A11 様々な問題点がありますが、主な問題点は以下のとおりです。

- 経済困難の場合、返還期限の猶予制度は、最大 10 年しか利用できません。
- 延滞があると利用を制限されます。

一般の返還期限の猶予の場合、延滞があると、延滞を解消しなければ、返還期限の猶予を利用できません。2014 年 4 月から、延滞があってもそれを据え置いたまま利用できる「延滞据置猶予」の制度が導入されましたが、利用基準は、年収 200 万円以下、年間所得 130 万円以下となっており、一般の猶予の場合に比べて、要件が厳しくなっています。

Q12 返済が困難なため、「返還期限の猶予」制度を利用しようとしたのですが、延滞を解消しないと利用できないと言われました。そもそも返済が苦しいから猶予を申請するので、延滞分を一括で支払うことなどできません。どうしたらよいでしょうか。

Q12 「延滞据置猶予」(Q11)を利用できる場合がありますが、これには、延滞が残ってしまう、収入の要件が厳しいなどの問題があります。

そこで、延滞を解消するには、過去に遡って、返還期限の猶予を申請し、承認してもらえないかを検討します。

例えば、過去 3 年間、収入が 300 万円以下であったのに、返還期限の猶予制度を知らずに利用しないまま延滞が生じてしまったような場合、改めて、過去 3 年間に遡って所得の証明をし、返還期限の猶予を申請して、承認されれば、過去分の延滞が解消します。その上で、将来に向かって返還期限の猶予の申請をします。

この場合、収入の証明として、役所の課税証明書・非課税証明書などの提出を求められますが、このような書類は(役所によっても異なりますが)過去 5 年程度しか取得できないことが一般的です。そこで、過去の延滞期間の所得について証明ができない期間が残ることがあります。そのような場合には、例えば親族の援助などによってその期間の返済をして、収入が証明できる期間については猶予の申請・承認を得て、延滞を解消する方法もあります(一部の支払いと猶予を組み合わせる方法)。過去の延滞期間中に年収が 300 万円を超えている時期がある場合なども同様です。

但し、手続きはとても複雑なので、専門家の支援が必要です。

3 減額返還 (日本学生支援機構)

Q13 「減額返還」について教えて下さい。

A13 「減額返還」は、災害、疾病、その他経済的理由により奨学金の返済が困難な人の中で、当初約束した割賦金を減額すれば返済可能である人に対して、一定の要件に合致する場合、1回あたりの割賦金を当初の2分の1または3分の1に減額して、返済期間を延長（最大15年）する制度です。

経済的事由による利用のときは、給与所得者の場合には、年収325万円以下、それ以外の場合には年間所得225万円以下が目安であり、所得控除があります。

願い出の時点で延滞がないことが前提となります(延滞の解消方法についてはQ12を参照して下さい)。延滞据置型の減額返還制度はありません。

4 返還免除（日本学生支援機構）

Q14 「返還免除」について教えてください。

A14 借主本人が死亡し返済ができなくなったとき、精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し(症状固定または回復の可能性がないことを要します)、返済ができなくなったとき、申請により、返済の全部または一部の免除を受ける制度です。基準は細かく定められています。

延滞がある場合には、その解消が必要です(延滞の解消方法についてはQ12を参照して下さい)。

なお、一部免除の場合、一部免除が認められるのと同じ理由では、残額について返還期限の猶予を認めないというのが機構の運用なので、注意する必要があります。

5 保証人の対応（日本学生支援機構）

Q15 日本学生支援機構の連帯保証人・保証人は、返還期限の猶予、減額返還、返還免除を利用することができますか。

A15 残念ながら、利用できません。日本学生支援機構の貸与型奨学金に用意されている「返還期限の猶予」「減額返還」「返還免除」は、返済困難な借主本人しか利用することができません。

もし、借主本人が、これらの制度の利用基準を満たす場合には、本人に利用を促し、申請・承認されれば、連帯保証人・保証人もその利益を受けますが、本人が申請しなければ、これらの制度は利用できません。

このような場合、請求を受けた連帯保証人・保証人は、それぞれの状況に応じた対応が必要です。このとき、あくまで借主に責任を求めて対応が遅れると、かえって不利益となる場合があるので、専門家などに速やかに相談し、適格に対応することが大切です。借主に延滞が生じて間がなく、代わりに割賦金を支払える場合には支払いを開始する、それができない場合には、事案によって、消滅時効の援用、自己破産、個人債務者再生手続、長期の分割和解などの対応をする必要があります。

Q16 保証人には、全額の支払義務がありますか。

A16 借主が支払わない場合、連帯保証人には、全額の支払義務があります。

これに対して、連帯保証人でない保証人は、保証人の頭数で割った支払義務しかありません。日本学生支援機構の貸与型奨学金では、個人保証を選択した場合、連帯保証人と保証人の2人の保証人を付けるので、結局、連帯保証人でない保証人には、2分の1の支払義務しかありません。これを「分別の利益(ぶんべつのりえき)」と言います。

それにもかかわらず、日本学生支援機構は、不当にも、連帯保証人でない保証人に対して、全額の請求を続けています。

連帯保証人でない保証人が全額の請求を受けたなら、「私には半額の支払い義務しかありません」とはっきりと伝えて下さい。もし、半額を超えて支払ってしまったら、当会議や弁護士・司法書士などの専門家に、速やかに相談して下さい。

6 自己破産

Q17 「自己破産」について教えてください。

A17 破産とは、債務者の持っている財産をお金に換えて、債権者に公平に配分し清算する裁判所の手続きです。このうち、債務者が申し立てる破産のことを「自己破産」といいます。個人の自己破産は、その人の収入と資産ですべての債務を返済できない状態が続く「支払不能」の場合に利用することができ、「免責許可決定」を受けると、税金等一定の債務を除き、支払いを免れることができます。この場合、奨学金の返済も免れます。

Q18 破産をすると、わずかな貯金、家財道具などもすべて失ってしまうのですか。

A18 生活に必要な財産等、一定の財産は失いません。

破産手続きでは、建物・土地、自動車、預貯金、生命保険の解約返戻金などを含めた全ての財産が清算の対象になるのが原則です。

しかし、破産手続は、「経済生活の再生の機会の確保を図る」ことも目的としており、一定の財産は清算の対象になりません。

たとえば、99万円以下の現金、生活に欠かせない家財道具、年金など差押えが禁止された財産などは、法律上、保有が認められています。また、各地方裁判所では、これ以外にも、一定の財産を保有できる運用がなされているので、各地方裁判所に確認して下さい。

Q19 破産することによるデメリットはありますか。

A19 破産手続が始まると、特定の資格については資格を失います。例としては、保険募集員、警備員、後見人などがあります。免責許可決定を受けてそれが確定すると、そのような資格の制限はなくなります。

破産すると、官報という政府が発行する刊行物に住所・氏名等が記載されます。官報は公開されていて、誰でも見ることができるものですが、多くの人は関心がなく、仕事上官報を確認する必要のある人以外は、ほとんど目にすることはないとい

えるでしょう。

破産をしても、家族に法律上の影響は及びません。但し、家族が保証人になっている場合は、本人が自己破産をして支払いを停止すると、保証人である人は、保証人としての支払いを求められます。

破産しても、選挙権を失うことはありません。住民票の写しや戸籍謄本に破産の事実が記載されることもありません。

Q20 免責許可決定を受けると、どんな債務でも支払いを免れますか。

A20 未払いの税金や国民年金保険料など、税金と同様の手続で徴収されるものは免責の対象にはなりません。

養育費の支払いも免除されません。

その他、犯罪行為などの悪意で加えた不法行為の損害賠償債務や、故意・重大な過失によって他人の生命・身体を害した場合の損害賠償債務、罰金刑の罰金なども免責されません。

詳細は、弁護士・司法書士などの専門家にお尋ね下さい。

Q21 破産しても、免責が許可されないことがありますか。

A21 破産法に挙げられている「免責不許可事由」にあたらぬ限り、免責は許可されます。

免責不許可事由の例としては、浪費やギャンブルによって著しく財産を減少させたり、過大な債務を負担した場合や、破産手続を遅らせるためにクレジットカードなどによって買い入れた商品を換金して資金をねん出した場合、嘘をついて借入れをした場合などがあります。

但し、免責不許可事由に当てはまる場合でも、破産に至る経緯など個別の事情を考慮して、裁判官の裁量で免責が許可されることがあります。破産にまで至る経緯には、様々な事情があることも多いので、形式的に免責不許可事由にあたる場合でも、免責が受けられないと簡単に判断すべきではありません。実際にも、免責不許可事由がある事案の多くで、裁量による免責許可決定が出されていますので、そのような場合、弁護士、司法書士等に相談して助言を受けて下さい。

Q22 貸与型奨学金の借主や保証人が自己破産手続を利用する場合、特に注意すべきことがあったら教えて下さい。

Q22 以下の点に注意が必要です。

○ 貸与型奨学金が普通の借金とは違うという思い込みや、以前に親族の奨学金の保証人になったことを忘れたために、自己破産手続において、奨学金の返済債務や保証人としての支払債務を届け出していないケースがあります。

破産法上、「破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権」は、この債権者が破産手続の開始の決定があったことを知っていた場合を除き、免責の対象とならないとされています。よって、自己破産を申し立てる際は、奨学金の返済債務や、保証人としての債務を忘れずに届け出るようにして下さい。

- 免責の効果は、破産をして免責許可決定を受けた人にしか生じません。よって、借主が破産しても、連帯保証人・保証人は、保証人としての支払義務を免れません。

そのため、連帯保証人・保証人に迷惑をかけたくないとして、無理な返済を続ける人がいます。しかし、自己破産を考えるような場合、本人はかなり苦しい状況が続いていることが多く、無理に少しずつ支払いを続けても、支払金は延滞金に充当されて元金は減らず、逆に負債が増え続けていくケースが少なくありません。そんな事案では、後から膨らんだ金額の請求を受けるより、連帯保証人・保証人が早期にした方がよい場合が多くあります。連帯保証人・保証人の状況に応じた対応を検討するためにも、早めの相談をお勧めします。

- 日本学生支援機構の貸与型奨学金の場合、連帯保証人や保証人が自己破産すると、代わりの連帯保証人や保証人を求められます。しかし、代わりの保証人を立てられない場合も少なくないと思われれます。

例えば、奨学金の借主が自己破産する場合に、その人が弟や妹の貸与型奨学金の連帯保証人にもなっていて、弟や妹が現役の大学生で貸与型奨学金を受けている最中である場合、代わりの連帯保証人を立てられないと、妹や弟は、以後の奨学金の貸与を受けられなくなります。このような場合、妹や弟の奨学金の保証人を、条件により、機関保証に変更できる場合があります。その場合、過年度分の保証料を一括で支払う必要がありますが、機関保証に切り替えられれば、妹や弟は以後の奨学金の貸与を受け続けることができます。そこで、まず、機関保証への切り替えが可能かどうか、切り替える場合に必要な保証料の支払額を日本学生支援機構に確認して下さい。

7 個人債務者再生手続

Q23 個人債務者再生手続とはどのようなものですか。奨学金の返済に困った場合にこの制度を利用する際の留意点について教えてください。

A23 例えば、500万円の負債を抱えた債務者が、100万円を3年間で返済するという再生計画を立て、これが裁判所によって認可され、そのとおりに100万円を3年間で返済すると、残額の400万円が免除される制度です。法律で定められた金額を支払うことになるので、多くの場合、支払額を圧縮することができます。破産と同じく、裁判所を利用した手続ですが、個人の破産のような資格の制限は生じません。また、個人の破産のような免責不許可事由はありませんが、一定の負債については減免の対象となりません。

個人債務者再生手続の場合、負債額の圧縮も可能ですが、原則3年、特別の事情がある場合にも5年での支払いを要することから、実際に計算してみると、奨学金の約定割賦額に比べて、毎回の返済額が必ずしも効果的に減らないことがあります。

なお、この制度はとても複雑なため、弁護士、司法書士などの専門家に相談の上、

利用を検討して下さい。

8 消滅時効（日本学生支援機構）

Q24 日本学生支援機構の貸与型奨学金について、時効により支払いを免れる場合がありますか。時効を主張する場合、どんなことに注意が必要ですか。

A24 2017年6月2日に民法の一部が改正され、消滅時効の時効期間が変更されて、2020年4月1日から施行されました。但し、2020年5月の現時点において、日本学生支援機構の貸与型奨学金利用者が消滅時効を利用する場合、適用される時効期間は改正前の10年であるので、以下、これを前提に説明します。

未払いの奨学金は、毎月ごと、半年ごとまたは1年ごとに支払う割賦金について、約定の返済期日から10年を経過したものについては、時効により、奨学金の返済が消滅したと主張できる可能性があります。

時効の主張は、「時効期間を経過した奨学金については、時効を援用します。」との内容を記載した書面を機構に送付して行います。

但し、消滅時効は、時効期間の途中で、支払い、和解など、債務があることを認める行為をすると、時効がリセットされてしまうので、注意が必要です。返還期限の猶予を申請する行為も、これにあたります。

日本学生支援機構は、裁判所を利用した回収として、「支払督促」という手続を利用しますが、裁判所から送られてくる「支払督促」を受け取ってから2週間以内に督促異議の申し立てをすると、訴訟手続に移行します。督促異議の申し立ては、裁判所から送られてくる「支払督促」に同封されている「督促異議申立書」を提出して行うことが多いのですが、ここで注意が必要です。というのは、督促異議申立書の書式には、債務者の言い分を記載する欄があり、そこに、「分割払いを希望する」などのチェック欄が設けられていることが多く、「分割払いを希望する」にチェックすると、債務を認めたとして、以後、消滅時効を主張できなくなる可能性があるからです。

また、督促異議の申し立てをすると、間もなく、日本学生支援機構から「事情書」の用紙が送られてきて、提出を求められます。そこにも、今後の支払いをどうするかを記載する欄があり、ここに分割払いをしたいと記載すると、やはり、債務を認めたとして、時効が主張できなくなる可能性があります。

いずれにせよ、時効という制度で適切に対応するには、正確な法的知識が必要なので、長年にわたって支払いをしていないなど、少しでも時効の可能性を感じたら、必ず、弁護士、司法書士などに相談して下さい。

9 長期の分割和解（日本学生支援機構）

Q25 日本学生支援機構の奨学金の支払いについて、長期での分割の支払いが認められることがありますか。その場合、注意することはありますか。

A25 長期の分割払いが認められることはあります。但し、その場合、きちんと支払総

額を確定し、それ以上、利息や返済金が増えないように取り決めをすることが大切です。

相談の中で、一番疑問を感じるのは、返済困難な状況であったにもかかわらず、日本学生支援機構が返還期限の猶予などの説明をして利用を促すことをせず、逆に、「少しずつ支払ってくればよい」などと言って、長年にわたって支払いを続けさせたケースです。返済金は、延滞金→利息→元金の順に充当されるため、このようなケースの多くでは、元金が減らないどころか、延滞金が膨れあがって、逆に負債額が増えていることが多くあります。支払いによって時効がリセットされていると、時効の援用もできません。延滞の解消ができないため、返還期限の猶予も利用できず、保証人への影響が大きいケースでは、どうしても自己破産がしにくい場合もあります。

そのような場合、最後の方法として、長期の分割の和解を、日本学生支援機構とする場合があります。このとき、支払総額を確定し、和解に基づく分割払いを続けている限りは、利息や返済金が増えないように取り決めをすることが大切です。

現時点において、日本学生支援機構は、借主や連帯保証人・保証人の本人がこのような和解をすることには、訴訟になってからでないと応じていませんが、弁護士、司法書士が関わる場合には、訴訟前でも、このような和解に応じています。

これまでの事案では、最長240回で、かつ、毎月の支払額が当初の契約の割賦金以上の額であれば、和解に応じています。

このような和解では、2回以上支払いを怠ると、一括で支払わなければならないと定められるので、注意が必要です。

生活保護問題対策全国会議 書籍申込書

※恐れ入りますが、送料と振込手数料のご負担をお願いします。
 代金等は、書籍到着後にご入金下さい（入金先は送付書に記載しています。）

書籍名	価格(円)	注文数
新刊! 支援者・法律家のための生活保護活用マニュアル 2019年度版	1,700	
資料 第11回生活保護問題議員研修会資料	2,300	
オススメ これがホントの生活保護改革 「生活保護法」から「生活保障法」へ	1,200	
姉妹本 Q&Aでわかる生活保護の誤解と利用者の実像 間違いだらけの生活保護バッシング	1,000	
姉妹本 Q&Aでわかる 基準引き下げと法「改正」の問題点 間違いだらけの生活保護「改革」	1,200	
人間らしく生きる権利を求めて～ジェットコースターの10年間	1,300	
法律家・支援者のための生活保護申請マニュアル2014年度版	1,800	
大阪市の生活保護でいま、何が起きているのか	1,400	
生活保護とあたし	1,400	
生活保護で生きちゃおう！ 崖っぷちのあなた！死んではダメです	1,200	
アメリカ福祉改革の悲劇に学べ	700	
カウンター越しの対立を越えて	700	
市民の力で貧困を絶つ！	500	

注文者〈書籍送付先〉

〒
(住所)
(名前)
(電話)

申込書にご記入の上、いずれかの方法でお申し込み下さい。

- ① 072-648-3576へFAX
- ② satotoco@nifty.com へメール

【お問い合わせ】

〒569-1124 大阪府高槻市南芥川町8番32号ニューサンハイツ203 とくたけ司法書士事務所(担当:徳武)
 電話 072-648-3575 FAX 072-648-3576

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会規約 (2019年1月12日改正承認)

第1条 (名称)
本会は、全国クレサラ・生活再建問題対策協議会（略称、全国クレサラ対協）と称する。

第2条 (目的)
本会は、
① 多重債務被害の予防と救済並びに生活再建に資する諸制度についての調査・研究
② ①の課題に関する適切な法規制の実現
③ ①の課題に対する情報交換並びに消費者教育を計ることを目的とする。

第3条 (運動計画)
本会は、
① 多重債務被害及び生活再建制度の問題に関するシンポジウム、研究会、集会の開催
② ①についてのパンフレット、報告書等の作成、配布
③ その他時宜に応じて立法、行政等に対する必要な具体的運動を行う。

第4条 (構成員)
本会は、
① 個人会員（学者、弁護士、司法書士、その他本会の目的に賛同する個人）
② 団体会員（全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、被害者の会、その他本会の目的に賛同する諸団体）をもって構成する。
但し、貸金業者・違法金融業者・貧困ビジネス等に関わる者並びに非弁提携弁護士・司法書士は除くものとする。

第5条 (入会)
本会への入会は、会員2名の推薦と入会申込書と会費を添えて行い、事務局会議の承認を得るものとする。また、団体会員の入会申込はその団体の規約を添付するものとする。

第6条 (役員)
① 本会は、代表幹事1名、副代表幹事若干名、事務局長1名、事務局次長若若干名、常任幹事30名以上、幹事50名以上並びに監査役1名を置くこととする。
② 本会は、名譽代表幹事を置くことができる。

第7条 (任期)
役員は総会で選出される。役員の任期は1年とし再任は妨げないものとする。

第8条 (意思決定)
本会の意思決定機関として、次の機関をおく。
① 総会は、代表幹事の招集により、年1回、年始に開催される。

総会は、出席会員の過半数の議決により、役員を選任、決算及び予算の承認、規約の変更、解散の意思決定をなすものとする。
② 幹事会は代表幹事・副代表幹事・事務局長・事務局次長・常任幹事・幹事によって構成し、年3回以上開催する。
会員は幹事会に自由に参加、発言することができる。
幹事会は、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を決定する。
幹事会は、必要に応じて、特別委員会、部会若しくは関連団体を設置することができる。
③ 常任幹事会は、代表幹事、副代表幹事、事務局長、事務局次長、常任幹事で構成し、代表幹事により随時会議が招集されるものとする。
常任幹事会は、至近の総会までの重要事項について審議し決定する。

第9条 (事務局長並びに事務局次長らの職務)
事務局長並びに事務局次長は全国の会員の名簿の作成、会員間の連絡、情報の交換並びに会計を担当する。監査役は会計監査を行い、総会に報告する。

第10条 (退会)
会員はいつでも退会をすることができる。

第11条 (除名)
常任幹事会は本会の趣旨・目的に反する行為を行った会員に対し、退会勧告をし又は除名をすることができる。

第12条 (会計)
本会の会計は会員からの下記年会費、任意の寄付金並びに、本会発行の各種出版物の販売代金をもって充てる。
1. 個人会員
 弁護士・司法書士：1口10,000円
 その他会員：1口5,000円
2. 団体会員：1口5,000円

第12条の2 (事業年度)
当会の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

第13条 (事務局)
本会の事務局は、大阪府大阪市北区西天満4丁目11番16号 ニュー梅新東ビル7階 山田・長田法律事務所内に置く。

第14条 (個人情報保護)
本会は個人情報保護のため、会員名簿を公開しないものとする。但し、会員より、正当な理由により、その目的実現のために必要最小限の範囲で開示の申請があった場合には、事務局長の判断でこれを公開することができる。

第15条 (附則)
本規約は平成31年新年総会の承認により発効するものとする。

入会申込書

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 御中 (FAX 06-6360-2032)

私は全国クレサラ・生活再建問題対策協議会(略称、全国クレサラ対協)への入会を申し込み致します。尚、入会申込に当たり、年会費5,000円(弁護士・司法書士会員は10,000円)を下記口座に振込の上、上記規約を遵守することを誓います。

申込人	ふりがな		
	氏名		㊟
	住所(連絡先)	〒	
	職業(所属団体)		
	TEL FAX	メールアドレス	(入会承認後、メーリングリストに登録します)
推薦人	ふりがな		
	氏名		㊟
	住所(連絡先)	〒	
推薦人	ふりがな		
	氏名		㊟
	住所(連絡先)	〒	

㊟但し、推薦人はクレサラ対協の会員であること

年会費振込先 銀行口座 京都銀行尼崎支店 普通 30994 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 会計 吉田哲也

入会承認通知書

貴殿の入会が承認されたことを通知致します。

年 月 日
代表幹事 弁護士 木村達也 ㊟

多重債務被害・生活再建問題を解決するため、あなたの力をお貸し下さい!

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 ご案内

私達の10の目標

- 1 貸金業法のもとで、多重債務者の発生を防止しよう! 利息制限法の上限金利を引き下げよう!
- 2 多重債務者を含む生活困窮者の生活再建のため、教育・医療・雇用・年金・介護・居住など、社会保障制度を充実させるとともに、生活保護等、生存権を実現させるための制度を拡充させ、積極的に啓発・活用しよう!
- 3 生活困窮者の生活再建を支援するため、行政を含む相談窓口を充実させよう! 生活苦による自殺や無縁社会での孤独死をなくそう!
- 4 貧困ビジネス・ヤミ金融を根絶させよう!
- 5 消費者教育を充実させるとともに、割賦販売法・特定商取引法を徹底的に活用しよう!
- 6 消費生活相談員の地位・権限向上を中心とする地方消費者行政の充実を実現しよう!
- 7 低賃金・不安定雇用を解消し、非正規労働者の権利を確保しよう!
- 8 ギャンブル・買い物などの依存症問題を解決するとともに、カジノ設置を阻止しよう!
- 9 返済しやすい奨学金制度を整備するとともに、給付制奨学金制度を設立・拡充させよう! 大学の授業料を無償化しよう!
- 10 連帯保証、根保証制度を廃止し、保証契約による悲劇をなくそう!

安全・安心な国民生活、貧困生活からの脱却を目指して

クレサラ対協は、1978年11月に全国クレサラ問題対策協議会として発足し、1985年4月に全国クレジット・サラ金問題対策協議会と改称し、2006年に貸金業法の制定、2010年に同法完全施行を実現した後の2014年1月に全国クレサラ・生活再建問題対策協議会と改称しました。

このように、私達の活動は既に40年以上に及び、多重債務問題の解決に大きな成果を上げてきました。しかし、日本社会は、貧困の増大、格差の拡大、社会階層の固定化が進み、貧困ビジネスの撲滅、生活保護、更には教育、雇用、医療、年金、介護などの社会保障対策、生活再建の社会システムの構築などの取り組みが必要となっています。

私達は、今、市民の安心・安全な生活、貧困生活からの脱却のため、市民運動、被害者運動を強化するべく取り組んでいます。

この運動の成功のため、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士などの専門職の方々、労働組合、消費者団体、市民運動団体、更には被害者の会、その他当事者の方々の積極的なご参加とご支援をお願いします。

2020年1月

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会
代表幹事 弁護士 木村達也



連絡先
〒530-0047 大阪市北区西天満4-11-16
ニュー梅新東ビル7階 山田・長田法律事務所内
全国クレサラ・生活再建問題対策協議会事務局
電話 06-6360-2031 FAX 06-6360-2032

クレサラ対協並びに関係団体組織一覧

名誉代表幹事	甲斐道太郎	副代表幹事	弁護士 宇都宮健児 新里 宏二 司法書士 小澤 吉徳	監査役	税理士 杉本 泰孝		
代表幹事	弁護士 木村 達也		弁護士 河野 聡 山田 治彦 小野 順子 吉田 哲也 司法書士 水谷 英二 新川 眞一 末山 尚子 川内 泰雄 (大阪いちようの会)				
事務局	マスコミ広報渉外部会 部長 弁護士 及川智志						
常任幹事	弁護士 伊澤正之	尾川雅清	拝師徳彦	青山定聖	猪股 正	和田聖仁	村上 晃
	藤澤智実	尾藤廣喜	辻 泰弘	荏原正道	荏原洋子	瀧 康暢	仲山忠克
	池本誠司	宮田尚典	舟木 浩	菅 陽一	長井貴義	釜井英法	岩重佳治
	増田 尚	名波大樹	秋田智佳子	中西 基	加藤 修	三上 理	常岡久寿雄
	斎藤 匠	塩地陽介	林 治	佐藤靖祥	織田恭央	久保田和志	篠田奈保子
	土井裕明	柘植直也					
	司法書士 小寺敬二	関井正博	井口鈴子	和田洋子	喜成清重	木下 浩	大部 孝
	稲本信広	徳武聡子	入山和明	池田誠治	小野 慶	野澤貞人	上原 修
	永田廣次	秋山 淳	堀 泰夫	伊東弘嗣			
	学 者 柴田武男						
田中祥晃 (尼崎あすひらく会) 日下健二 (広島つくしの会) 中村正美 (呉つくしの会) 中野赫子 (消費生活相談員) 井元英子 (労働団体) 伊藤彬 (飯田なまはげの会) 田中千鶴子 (和歌山あさひの会) 澤口宣男 (夜明けの会) 高濱登志子 (熊本クレ・サラ被害をなくす会) 岡田悟 (高知うらこの会) 小倉光雄 (群馬ひまわりの会) 鍋谷健一 (高松あすなるの会) 小野啓輔 (但し順不同)							

クレサラ対協関連団体一覧表

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会 会長 岡田 悟 事務局長 川内泰雄 連絡先: 大阪市北区西天満4丁目5番5号 マーキス梅田301号 大阪いちようの会内 TEL 06(6361)0546 FAX 06(6361)6339	全国ヤミ金融・悪質金融対策会議 (2014年1月31日結成) 代表幹事 宇都宮健児・新里宏二 事務局長 三上 理 連絡先: 埼玉県桶川市朝日2-12-23 TEL 048(775)5892 FAX 048(772)0076
全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会 (2014年4月12日結成) 代表幹事 新里宏二 事務局長 吉田哲也 連絡先: 兵庫県三田市中央町9-38ユマニティビル2階 三田あおぞら法律事務所 (弁護士法人青空三田支所) TEL 079(556)5741 FAX 079(556)5742	生活弱者の住み続ける権利対策会議 (2015年4月11日結成) 代表 田中祥晃 事務局長 及川智志 連絡先: 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 TEL 047(362)5578 FAX 047(362)7038
43条対策会議 (2005年4月16日結成) 代表 荏原洋子 副代表 呉東正彦 連絡先: 神奈川県川崎市宮前区鷺沼1-18-11 ニューウェル204 TEL 044(854)5414 FAX 044(855)5657	奨学金問題対策全国会議 (2013年3月31日結成) 代表 大内裕和・伊東達也 事務局長 岩重佳治 連絡先: 東京都世田谷区太子堂4-7-4 セラビュアビル4階 TEL 03(6453)4390 FAX 03(6453)9392
つながる社会保障サポートセンター (仮称) (4月11日設立予定) 代表 土井裕明・木村達也・水谷英二 センター長 小野啓輔 連絡先: 大阪府箕面市萱野4-3-10-402 メイプル法律事務所内 TEL 072(724)2730 FAX 072(723)9801	東アジア生活再建市民会議 (仮称) (7月11日設立予定) 代表 宇都宮健児 事務局長 柘植直也 連絡先: 名古屋市中区丸の内3-6-41 DDSビル6階 TEL 052(953)7885 FAX 052(953)7884
保証被害対策全国会議 (2011年3月27日結成) 代表幹事 宇都宮健児 事務局長 辰巳裕規 連絡先: 兵庫県芦屋市大槻町5-13 芦屋グランドビル302 TEL 0797(61)5215 FAX 0797(61)5216	利息制限法金利引下実現全国会議 (2007年3月4日結成) 代表 荏原正道 事務局長 小澤吉徳 連絡先: 静岡県駿河区稲川3-3-10 TEL 054(282)6505 FAX 054(282)4885
滞納処分対策全国会議 (2017年4月8日結成) 代表 角谷啓一 事務局長 佐藤靖祥 連絡先: 仙台市青葉区一番町1-17-24 高裁前ビル3階 TEL 022(722)6435 FAX 022(722)6436	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議 (略称クレちほ) (2005年7月16日結成 2008年7月29日改組) 代表 釜井英法・池本誠司・村上美和子 事務局長 拝師徳彦 連絡先: 千葉市中央区中央4-8-8 日進ビル4階 TEL 043(225)6665 FAX 043(225)6663
生活保護問題対策全国会議 (2007年6月3日結成) 代表 尾藤廣喜 副代表 竹下義樹・河野 聡 事務局長 小久保哲郎・猪股 正 連絡先: 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階 TEL 06(6363)3310 FAX 06(6363)3320	セーフティネット貸付実現全国会議 (2008年7月6日結成) 代表 宇佐見大司・新里宏二 事務局長 村上 晃 連絡先: 長野市旭町1098番地 長野県教育会館4F TEL 026(235)1321 FAX 026(235)5561
非正規労働者の権利実現全国会議 (2009年11月22日結成) 代表幹事 脇田 滋・中村和雄 事務局長 村田浩治 連絡先: 堺市堺区一条通20-5 銀泉堺東ビル6階 TEL 072(221)0016 FAX 072(232)7036	全国追い出し屋対策会議 (2009年2月15日結成) 代表 増田 尚 事務局長 堀 泰夫 連絡先: 大阪市北区西天満4-5-5 マーキス梅田301号 TEL 06(6361)0546 FAX 06(6361)6339
依存症問題対策全国会議 (2008年7月4日結成) 代表 加藤 修 事務局長 吉田哲也 連絡先: 兵庫県三田市中央町9-38ユマニティビル2階 三田あおぞら法律事務所 (弁護士法人青空三田支所) TEL 079(556)5741 FAX 079(556)5742	多重債務による自死をなくす会 (2007年3月3日結成) 代表 弘中照美 事務局長 弘中隆之 連絡先: 神戸市中央区多間通2-5-18 TEL 078(371)3577 FAX 078(362)5621
武富士・日栄債権取立対策会議 (2013年1月12日結成) 代表 釜井英法・鈴木嘉夫 事務局長 及川智志 連絡先: 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 TEL 047(362)5578 FAX 047(362)7038	武富士の責任を追及する全国会議 (2010年10月24日結成) 代表 新里宏二 事務局長 及川智志 連絡先: 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 TEL 047(362)5578 FAX 047(362)7038
全国クレサラ・商工ローン調停対策会議 (2001年9月29日結成) 代表幹事 甲斐道太郎 事務局長 水谷英二・野澤貞人 連絡先: 名古屋市中区山田1-1-40 寿がやマンション大曾根2階 TEL 052(916)5080 FAX 052(911)3129	CFJ被害対策全国会議・多重債務者自主再建支援会議 (2010年3月27日結成) 代表 河野 聡 事務局長 吉田哲也 事務局長 末山尚子 連絡先: 大分市中島西1丁目4番14号 市民の権利ビル3階 TEL 097(533)6543 FAX 097(533)6547
	アイフル被害対策全国会議 (2005年4月16日結成) 代表 河野 聡 事務局長 辰巳裕規 連絡先: 兵庫県芦屋市大槻町5-13 芦屋グランドビル302 TEL 0797(61)5215 FAX 0797(61)5216

クレサラ対協の主な活動年表

1977年5月 サラ金問題研究会 (大阪) 発足
1977年10月4日 サラ金被害者の会 (大阪) 結成
1978年11月25日 「全国サラ金問題対策協議会」 創立総会

サラ金法制定運動

1981年9月13日 第1回全国サラ金被害者交流会 (大阪)
1982年4月 全国サラ金被害者連絡協議会設立 (広島)
1983年4月28日 貸金業規制法成立 (年109.5%の出資法金利を3段階で40.004%に引き下げる) (11月1日施行)
1984年3月23日 第1回サラ金被害撲滅キャンペーンキャラバン実施
1985年4月6日 全国クレ・サラ対協と改称
1985年9月12日 日弁連消費者問題対策委員会設置
1987年8月30日 公証人法研究会発足
1990年4月20日 第1回全国一斉「クレジット・サラ金110番」実施
1995年5月20日 第1回クレ・サラ徹底討論会 (京都) (現・クレサラ実務研究会)

大手サラ金の無人契約機増加 サラ金バブル続く

1998年8月24日~11月6日 第2回サラ金被害撲滅キャンペーンキャラバン実施
1998年12月19日 日栄・商工ファンド対策全国弁護団結成 (2010年12月19日解散)
1999年12月1日 高金利引下げ全国連絡会結成
1999年12月12日 特定調停法成立
2000年2月26日 日掛金融対策全国弁護団 (同対策会議) 結成
2000年12月14日 全国ヤミ金融対策会議結成
2001年6月1日 年金担保被害対策全国ネットワーク結成
2001年8月~10月 第3回高金利引き下げキャンペーンキャラバン実施
2001年9月29日 全国クレサラ・商工ローン調停対策会議結成

貸金業法改正に向けて

2003年10月4日 行政の多重債務対策の充実を求める全国会議結成 (2017年1月14日解散)
2004年1月1日 ヤミ金対策法 (改正貸金業規制法) 施行
2005年4月16日 アイフル被害対策全国会議結成、43条対策会議結成
2005年7月16日 クレジット過剰と信対策全国会議結成 (08.7 クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議 “クレちほ” と改称)
2005年~2006年 利息制限法に関する借主保護の最高裁判決が次々に出される
2006年3月 日弁連、高金利引下げ実現本部を設置する
2006年5月~10月 第4回高金利引き下げキャンペーンキャラバン実施
2006年12月13日 貸金業法成立 (2010年6月18日完全施行)
2007年3月 多重債務による自死をなくす会結成、利息制限法金利引下実現全国会議結成
2007年4月20日 多重債務問題改善プログラム施行
2007年6月~11月 第5回多重債務者掘り起こし全国キャラバン実施

生活再建問題への取り組み

2007年6月3日 生活保護問題対策全国会議結成
2008年7月 依存症問題対策全国会議、セーフティネット貸付実現全国会議結成
2008年7月~10月 第6回生活保護充実・反貧困全国キャラバン実施
2009年2月15日 全国追い出し屋対策会議結成
2009年7月~11月 反貧困キャンペーン実施
2009年11月14日 手形・小切手ヤミ金 (システム金融) 対策全国会議結成
2009年11月22日 非正規労働者の権利実現全国会議結成
2010年3月27日 CFJ被害対策全国会議結成
2010年10月24日 武富士の責任を追及する全国会議結成
2011年3月27日 保証被害対策全国会議結成
2013年1月12日 武富士・日栄債権取立対策会議結成
2013年3月31日 奨学金問題対策全国会議結成
2013年8月~10月 反貧困全国キャラバン2013実施
2014年1月11日 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会と改称
2014年1月31日 高金利引下げ全国連絡会と全国ヤミ金融対策会議とが合併し、全国ヤミ金融・悪質金融対策会議結成
2014年4月12日 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会結成
2015年4月11日 生活弱者の住み続ける権利対策会議結成
2017年4月8日 滞納処分対策全国会議結成
2020年4月11日 つながる社会保障サポートセンター (仮称) 設立 (予定)
2020年6月13日 第28回クレサラ実務研究会 (名古屋) 開催予定
2020年7月11日 東アジア生活再建市民会議 (仮称) 結成総会 (東京) (予定)
2020年9月20日・21日 第40回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流会 (大阪) 開催予定